

作成年月日	令和2年3月10日
作成部局 課室名	農政環境部環境管理局 環境影響評価室 県土整備部住宅建築局 建築指導課

## 太陽光発電所の新增設に対する環境対策の強化

### 1 太陽光発電所について都道府県で最も厳しい環境影響評価制度に強化

県では、太陽光発電所について、アセス法対象（出力4万kW以上（概ね100ha以上））よりもさらにアセス手続の対象を拡大することとし、その新增設（事業区域面積5ha以上（出力概ね2,000kW以上））を環境影響評価に関する条例（アセス条例）の対象へ追加した。（令和元年10月3日条例施行規則改正、令和2年4月1日施行）

### 2 森林伐採等を伴う小規模太陽光発電所について環境対策を強化

アセス条例対象よりさらに小規模であるが、特に森林伐採等の自然改変を伴う太陽光発電所の新增設についても県内で数多くの建設計画が見込まれる。このため、太陽光条例<sup>\*1</sup>の事業計画届出規模要件である0.5ha以上とも概ね合致する規模までを対象とする「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」を制定し、工事着手前の自然環境調査の実施を求める<sup>\*2</sup>こととする。（令和2年3月10日制定・適用開始。）

- ※1 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年条例第14号）  
太陽光発電施設を設置する際は、施設基準への適合、近隣関係者への説明、工事着手の60日前までの事業計画の届出等が必要
- ※2 想定件数：約30件/年（太陽光条例届出実績から想定）

### 3 太陽光条例における太陽光発電所の施設基準に「動植物の保全」を追加

1、2とあわせて、太陽光条例で、風力発電所では施設基準の項目として規定されている「動植物の保全」を太陽光発電所の施設基準にも追加する。

これにより、条例対象の太陽光発電事業者全てが、あらかじめ自然環境調査又はアセス手続を行い、調査結果又は環境アセス書を事業計画届出書へ添付することが必要となる。

（令和2年3月10日告示、令和2年4月1日施行）

表 太陽光発電所の新增設に係る自然環境調査と環境アセス手続

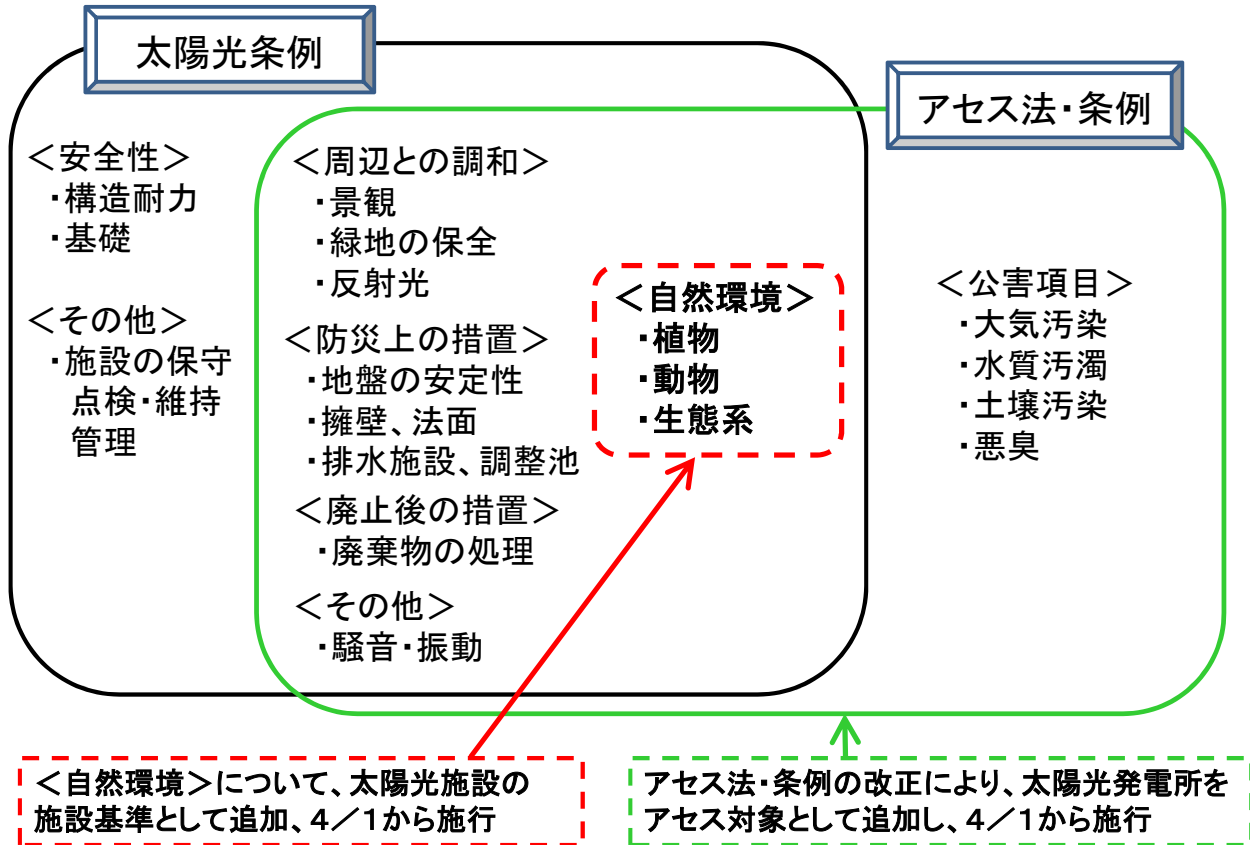
区分	0.5ha <sup>*</sup> 以上（森林伐採等を伴うもの） （概ね200kW以上）	5ha以上100ha未満 （概ね2,000kW以上）	出力4万kW以上 （概ね100ha以上）
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する 自然環境調査指針〔県〕	アセス条例〔県〕	アセス法〔国〕
手続・調査	自然環境調査 （調査結果報告書作成）	環境アセス手続 （環境アセス書作成）	
意見・指導	事業者へ指導	知事意見 （直接事業者へ）	知事意見 （国を通じて事業者へ）
適用	令和2年3月10日適用開始	令和2年4月1日施行	
太陽光条例との関係	太陽光発電施設の事業計画届出書に自然環境調査結果報告書又は環境アセス書を添付		

※太陽光条例の対象規模相当（たつの市など一部市町の区域は0.1ha）。三田市の市街化調整区域は市条例許可対象の300m<sup>2</sup>。

（問い合わせ先）  
 ○ アセス条例、小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針に関すること  
 農政環境部 環境管理局 水大気課 環境影響評価室 電話：078-362-9086  
 ○ 太陽光条例に関すること  
 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 電話：078-362-3646

【参考】 太陽光条例とアセス条例の審査項目関係図 (R2.4.1 時点)

5ha以上



0.5～5ha(アセス条例未満)

